

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理）」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等）」に改め、「以下同じ。」を削る。

第七条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十二条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十二条の四第二項中「総務事務システム」の下に「（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条の三第一項中「条例第十四条の二の二第三項第一号」を「条例第十四条の二の二第三項」に改め、「勤務に」を「同条第一項の勤務に」に改める。

第十四条の四第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第十四条の二の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十四条の二の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十四条の二の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

第二十五条第二項第九号中「週休日、」を「勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

第二十七条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百十五」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に改める。

第二十七条の二第一項中「百分の五十一・二十五」を「百分の五十」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（給与からの控除）

第三十条 条例第二十四条第二号に規定する人事委員規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- 一 徳島県学校生活協同組合
- 二 法第五十三条の規定に基づき登録を受けた職員団体
- 三 公益財団法人日本教育公務員弘済会徳島支部
- 四 一般社団法人徳島県三好教育会

2 条例第二十四条第四号の人事委員会規則で定める金融機関は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一条に規定する労働金庫とする。

第三十一条 条例第二十四条第七号に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接関連を有する団体が発行する印刷物（購入について所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
- 二 学校職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の負担金
- 三 学校職員により構成される団体であつて、学校職員の福利厚生又は親睦のために組織されたものの会費その他の負担金

#### 四 学校職員のPTA会費

2 前項に掲げるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受けていた者から条例の適用を受けることとなつた学校職員には、給与から同条例第二十二号各号に掲げるものの額に相当する額を控除して支払うことができる。附則に次の一項を加える。

（令和六年改正条例附則第七項の規定が適用される間の読替え）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第六条第一項、第七条第一項及び第七条第二項中「条例」とあるのは「徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第六十二号）附則第七項の規定により読み替えられた条例」とする。

様式第一号の裏中「婚姻、離職」を「離職」に、「離婚、就職」を「就職」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。